平成２２年（フ）第２８５１号
福岡市早良区重留１丁目18番７―103号
債務者　宇田川虎志
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６７号
福岡市中央区梅光園団地１番1007号
債務者　髙尾眞理枝（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６号
大分県速見郡日出町大字大神685番地２
債務者　八坂　尚三
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
岩手県一関市大東町摺沢字街道下20番地11、前住所岩手県一関市三関字白崎１番地70
債務者　伊藤加鶴子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１５５号
岩手県陸前高田市高田町字寒風32番地１　市営住宅川原団地第29号、前住所岩手県陸前高田市小友町字後谷地26番地１
債務者　大和　文雄
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３７５号
山形県寒河江市大字中郷113番地の１
債務者　逸見しのぶ
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０７号
宮城県東松島市赤井字八反谷地105番地２、住民票上の住所山形県上山市宮脇658番地812号
債務者　坪倉あかね
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０９号
山形市円応寺町17番５－３号
債務者　田中　芳則
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１５号
山形市松山３丁目10番21号、前住所山形市緑町３丁目９番21号
債務者　行仕　亮介
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
山形市双葉町２丁目11番８号
債務者　松田　　健
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
山形市双葉町２丁目11番８号
債務者　松田　　修
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
山形県尾花沢市大字鶴子560番地
債務者　伊藤　　純
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
群馬県利根郡みなかみ町鹿野沢172番地
債務者　磯貝　　磨
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第７号
三重県伊勢市御薗町高向1303番地13
債務者　佐々木俊昭
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
滋賀県長浜市法楽寺町293番地20
債務者　松村　雅樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地10　エトワールおばせ506
債務者　増野　泰彦
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
長崎県長崎市香焼町494番地38　市営田ノ浦アパート203号
債務者　村井　妙子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
埼玉県越谷市蒲生３丁目８―43　メゾンアメニティ201号室、住民票上の住所埼玉県八潮市中央１丁目18番地５　グリーンパーク第５八潮209号室
債務者　松崎　裕介
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係